

令和元年第9回
箕面市農業委員会総会会議録
令和元年9月17日（火）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和元年9月17日(火)

午後1時30分から午後2時40分まで

2. 出席委員(21名)

1番	阪本 喜代治	2番	二石 博昭	3番	神代 繁近
4番	乾 敏雄	5番	西田 茂信	6番	稲野 実
7番	清水 哲朗	8番	笹川 悦子	9番	稲垣 恵一
10番	小路 一男	11番	辻元 利治	12番	北田 榮次
13番	野口 博史	14番	加藤 博一	15番	神田 隆生
16番	仲野 良次	17番	佐茂 仁士	18番	大住 勝
19番	松井 正義	20番	橋本 正	21番	上田 春雄

3. 欠席委員 なし

4. 会議録署名委員 13番 野口 博史 14番 加藤 博一

5. 出席事務局職員

事務局長 藤田 豊、局長代理 佐治 功、グループ長 松本 雅治
参事 尾崎 竜太郎、中井 正美

6. 議事日程

第38号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第39号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第40号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第41号議案 農用地利用集積計画の作成の件
第42号議案 農用地利用集積計画の作成の件
報告第36号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第37号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報告第38号 農地等状況報告の件

令和元年第9回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

議 長 それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年第9回箕面市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 座らせていただいて、進行させていただきます。

事務局長 この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものいたします。

事務局長 希望者はありません。

事務局長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。

事務局長 出席状況をご報告いたします。本日は、欠席はなく、委員21名中、出席委員は21名となっており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。

議 長 それでは日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 長 異議なし。

全 委 員 長 それでは13番の野口委員さんと、14番の加藤委員さんをお願いいたします。

事務局長 本日の案件に入ります前に前回の大阪府農業会議への意見聴取案件につきまして、事務局から報告いたします。

事務局長 先月分の意見聴取に係る諮問案件は、5条所有権移転許可によるもの1件ございます。

事務局長 5条許可によるものは、申請地が新稲■■■■■■■■■■、譲受人は■■■■■■■■■■氏、譲渡人は■■■■■■■■■■氏による、市街化調整区域での資材置き場への所有権移転による転用の許可申請であり、8月19日に大阪府農業会議より、箕面市農業委員会の決定のとおりとする旨の答申がありましたので、許可いたしましたことをご報告いたします。

議 長 次に、日程第2、第38号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件を議題といたします。

事務局長 本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局長 ただいま議題となりました第38号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

事務局長 議案書1ページ、参考資料は、農地が複数筆あるため、1ページから4ページまでとなっております。

事務局長 被相続人は■■■■■■■■■■氏、職業は■■■■■■■■■■、所有面積は■■■■■■■■■■平方メートルです。

事務局長 相続人は、住所は同じく、氏名は■■■■■■■■■■氏、職業は■■■■■■■■■■、生年月日は■■■■■■■■■■、相続開始年月日は■■■■■■■■■■、適用面積は■■■■■■■■■■平方メートル、被相続人との続柄は■■■■■■■■■■です。

事務局

適用農地につきましては牧落[]、地目は台帳・現況共に田、面積[]平方メートル、他3筆の合計4筆で、面積の合計[]平方メートルです。全筆、生産緑地となっております。

議長

以上、第38号議案のご説明とさせていただきます。

本件につきまして、清水委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

清水委員

第38号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、国道171号、牧落[]の横断歩道橋から南へ約50メートル入ったところの3筆と稲[]の東側道路を挟んで[]を渡ったところの1筆の農地です。

申請人の[]氏は、平成30年11月29日に、耕作者であった[]氏を亡くされ、このたび、相続された農地を引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

[]氏は現在[]歳で従前から家族で農業経営に携わってこられ、年に90日ほど農作業に従事されています。

耕作に必要な農機具も完備されており、今後も引き続いて農業経営に努められるものと思われま。

なお、耕作する旨の誓約書も添付されておられますので、相続税の納税猶予の適格者証明書の発行には、問題ないものと思われま。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第3、第39号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第39号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料5ページからでございます。

買取りの申し出をされる土地は坊島[]、地目は、台帳田、現況畑、面積は[]平方メートルです。

主たる従事者は[]氏で、申出人、[]となっております。

申出事由は、故障で、申出事由が生じた日は令和元年7月12日です。

以上、第39号議案のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして松井委員さんに調査内容の報告をお願い

議長
松井委員

いたします。

第39号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

申請に係る農地の場所は、国道171号、[]から北へ約300メートルの[]を西へ約100メートル行ったところの北側の農地です。

申請人の[]氏は昭和34年1月28日に農地を相続され、平成4年11月30日から生産緑地として耕作されてきましたが、体調が優れず、農業の継続が困難となったため、生産緑地の買い取り申出をするために、この度、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、[]氏本人が農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は[]氏本人が、家族の手伝いを得ながら、主として耕作をされていたことを確認しました。

なお、申請にあたっては、農作業に従事することが不可能であることの医師の診断書も添付されておりますので、主たる従事者の証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で調査内容の報告とさせていただきます。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第4、第40号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第40号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料7ページからでございます。

買取りの申し出をされる土地は白島[]、地目は台帳・現況共に田、面積は[]平方メートル他1筆の合計2筆で、面積の合計は[]平方メートルです。

主たる従事者は[]氏で申出人、本人となっております。

申出事由は、故障で、申出事由が生じた日は令和元年8月24日です。

以上、第40号議案のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、辻元委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

辻元委員

第40号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

申請地の場所は、白島[]の[]付近、箕面池田

辻元委員

線■■■■の北側へ30メートルほどいったところの2筆の農地です。

申請人の■■■■氏は、平成12年2月24日に生産緑地である農地を相続され、これまで耕作されてきましたが、高齢により体調が優れず、農業に従事することが困難となったため、生産緑地の買い取り申出のために、この度、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■氏本人が農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、主として■■■■氏本人が耕作をされていたことを確認しました。

なお、申請にあたっては、農作業に従事することが不可能であることの医師の診断書も添付されておりますので、主たる従事者の証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で調査内容の報告とさせていただきます。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第5、第41号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第41号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書2ページ、参考資料9ページからでございます。

申請地は上止々呂美■■■■、地目は台帳田、現況畑、面積は■■■■平方メートルです。

申出者（借り手）の住所は■■■■
■■■■氏、職業は■■■■です。

申出者（貸し手）は■■■■氏
■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権（解除条件付き）、設定期間は公告日から令和4年9月30日までです。

以上、第41号議案のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、北田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

北田委員

第41号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、止々呂美■■■■を東へ200メートルほど行ったところの南側にある1筆の農地です。

北田委員

貸し手の■■■■氏は、除草で精一杯となっており、農地の利用に困られていたことから、この農地を貸し出されるものです。借り手は■■■■にお住いの■■■■氏で、職業は■■■■です。現在、■■■■で農地を借りて耕作を行っており、この度、箕面市で経営規模を拡大されます。

農作業歴は■■年、農機具は草刈機をお持ちで、農地まで車で1時間程度となっています。協力者9名とともに、年に100日ほど、農業に従事されるとのことです。

作付けとしては、主に大豆を計画されており、水については、雨水を利用します。

農作業歴も十分にあり、また、人員も確保されておられることから、申請農地について問題なく農業を行っていくものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため許可できるものと考えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件の農用地利用集積計画の作成については、問題ないものとして、箕面市長に答申することに決定いたします。

次に、日程第6、第42号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第42号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書2ページ、参考資料11ページからでございます。

申請地は新稲■■■■、地目は台帳田、現況畑、面積は■■■■平方メートル他1筆の計2筆で、面積の合計は■■■■平方メートルです。

申出者(借り手)の住所は■■■■氏、職業は■■■■です。

申出者(貸し手)は、■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権(解除条件付き)、設定期間は公告日から令和4年9月30日までです。

以上、第42号議案のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、稲垣委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

稲垣委員

第42号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は箕面池田線の新稲[]、[]の交差点を東へ140メートルほど行ったところの南にある合計2筆の土地です。

貸し手の[]氏は、除草で精一杯となっており、農地の利用に困られていたことから、この農地を貸し出されるものです。

借り手は[]にお住まいの[]氏で職業は[]です。現在、申請地の南側の農地を利用権設定で耕作されており、この度、規模を拡大されます。

農機具は草刈機をお持ちで、農地まで徒歩で1分程度、年に310日ほど、農業に従事されるとのこと。

作付けとしては、さまざまな種類の野菜の栽培を計画されており、飲食店などへの出荷を目指しておられます。水については、雨水を利用しています。

既に利用権設定中の農地も耕作をしっかりとされていますので、申請農地についても問題なく農業を行っていくものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので許可できるものと考えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件の農用地利用集積計画の作成については、問題ないものとして、箕面市長に答申することに決定いたします。

次に、日程第7、報告第36号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理を議題といたします。

事務局

本件につきまして事務局の説明を求めます。

報告第36号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地は半町[]、地目は、台帳畑、現況駐車場、面積[]平方メートルです。届出人は[]、[]氏、職業は[]、転用目的は野外駐車場です。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規定第3条の規定により、令和元年9月6日に専決し、処理するもでございます。

以上、報告第36号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、清水委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

清水委員

報告第36号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

清水委員

申請地の場所は、国道171号の[]北約50メートルほどにある十字路を東へ約120メートル行ったところの右側の住宅地の中の土地です。

申請地におきましては、農地法に対する認識がなかったことから、届出を出さずに農地を駐車場用地として使用しておりこの度、始末書を添付のうえ、4条の転用届出を行ったものです。

周辺の状況は、北側は道路、東側は宅地、南側は変電所、西側は宅地及び駐車場となっており、雨水による表面水は北側道路側溝へ放流しています。

現在まで問題なく経過してきており、周囲の農業経営に影響はないと思われまます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第8、報告第37号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

事務局

本件につきまして事務局の説明を求めます。

報告第37号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は15ページからでございます。

届出地は粟生間谷東[]、地目は、台帳田、現況畑、面積[]平方メートルです。

譲受人は

[]氏、職業は[]、譲渡人は、

[]氏、転用目的は資材置き場です。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規定第3条の規定により、令和元年9月6日に専決し、処理するもでございます。

以上、報告第37号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、西田委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

西田委員

報告第37号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

申請地に係る農地の場所は、粟生間谷東[]で、茨木能勢線の[]を北に約120メートル、西へ約80メートルほど行ったところの、東側にある土地です。

譲受人の[]氏は、建築資材の保管のため、この土地を譲り受けて、自社の資材置き場に使用されようとするものです。

周辺の状況は、西側は道路、北・東・南側は宅地となっており農地への悪影響はありません。

なお、雨水排水については、西側道路側溝へ排水するとされていましたが、東側の側溝に放流することを指導し、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第9、報告第38号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でまとめておりますので、各委員さんから補足も含めまして報告をお願いいたします。

北田委員からお願いします。

北田委員

■■■■氏、■■■■氏の農地、上止々呂美■■■■他、耕作者、■■■■氏は、半分ほど除草されています。■■■■氏に除草を再度指導し、9月中には除草するとのことです。

■■■■氏の農地、下止々呂美■■■■他は雑草繁茂状態です。指導の結果、9月から本格的に除草を始めるとのことです。

上止々呂美駐在所付近は、シカなどの防除柵の要望を受けました。

議長
大住委員

次に、大住委員お願いします。

■■■■氏のヒバ林の農地、西小路■■■■他は雑草繁茂状態です。指導を行い、近く除草するとのことです。

■■■■氏の農地、西小路■■■■他は娘さんと連絡が取れ、近々除草をするために家族で話し合いの場を持つとのことです。

■■■■氏の農地、西小路■■■■は娘さんと連絡が取れ、除草に向けて家族で話し合いの場を持つそうです。

議長
清水委員

次に、清水委員お願いします。

■■■■氏の農地、瀬川■■■■他は除草済みを確認しました。

議長
佐茂委員

次に、佐茂委員お願いします。

■■■■氏の農地、桜■■■■は未除草で笹の茂みが生えてきています。9月に除草をするとの意向、早急を実施しよう指導しました。

■■■■氏の農地は、雑草繁茂状態でしたので除草を依頼しました。直ぐに手配するとのことです。

議長
稲垣委員

次に、稲垣委員お願いします。

■■■■氏の農地、新稲■■■■は雑草繁茂状態です。指導を行うも留守がちです。除草のお願いを文章で投函するも返事がありません。再度、文章で投函しました。

■■■■氏の農地、新稲■■■■は雑草繁茂状態です。除草を指導しました。

■■■■氏の農地、新稲■■■■、及び■■■■氏の農地新稲■■■■は雑草繁茂状態です。9月中旬までに除草するよう指導しました。

議長
乾委員

次に、乾委員お願いします。

■■■■氏の農地、萱野■■■■は半分除草完了

乾 委 員
議 長
橋 本 委 員

です。経過観察していきます。

次に、橋本委員お願いします。

■■■■氏の農地、西宿■■■■は大木の枝が折れていて処理が課題です。雑草繁茂状態です。除草の指導を続けます。

■■■■氏の農地、萱野■■■■は、雑草繁茂状態です。農協に除草を依頼中です。

■■■■氏の農地、西宿■■■■は雑草繁茂状態です。除草は行うとの回答です。早急に行うよう指導しました。

議 長
辻 元 委 員

次に、辻元委員お願いします。

■■■■氏の農地、白島■■■■他は雑草繁茂状態です。市と買収交渉中です。農地の除草と雑木伐採の指導を引き続き行います。

同じく■■■■氏の農地、石丸■■■■他はトラクターで耕起しました。畦が未除草なので除草の指導を続けます。

議 長
松 井 委 員
議 長
小 路 委 員

次に、松井委員お願いします。

概ね良好に管理されています。

次に、小路委員お願いします。

■■■■氏の農地栗生外院■■■■は雑草繁茂状態です。シルバー人材センターに除草依頼中です。

■■■■氏の農地、栗生外院■■■■は、雑草繁茂していたが、9割除草済み。引き続き除草を指導していきます。

■■■■氏の農地、栗生外院■■■■は、雑草繁茂状態になりつつあります。除草を指導しました。

■■■■氏の農地、栗生外院■■■■は、雑草繁茂状態です。除草方法について事務局と調整中です。

■■■■氏の農地、栗生外院■■■■他は■■■■が耕作し除草完了です。

■■■■氏の農地、栗生外院■■■■、耕作者、■■■■氏は雑草繁茂状態だが、自然農法とのこと。膝上まで伸びているので除草を指導しました。

議 長
稲 野 委 員
議 長
加 藤 委 員
議 長
仲 野 委 員

次に、稲野委員お願いします。

概ね良好に管理されています。

次に、加藤委員お願いします。

概ね良好に管理されています。

次に、仲野委員お願いします。

■■■■氏の農地、栗生間谷西■■■■他はヒバが巨木化し雑草繁茂状態です。手放したい模様です。除草方法について事務局と調整中です。

■■■■氏の農地、栗生間谷西■■■■他は徐々に除草が進んでいます。半分除草完了です。残りの部分については除草の指導を続けていきます。

■■■■氏の農地、栗生間谷西■■■■は伐採した竹が法面、畑内に散乱しています。4月27日に少しずつかたづけられたが、それ以降は変化がありません。良好な状態にする約

仲野委員
議長
西田委員

束の期日を過ぎているので、注視していきます。
次に、西田委員お願いします。

■■■■氏の農地、栗生間谷東■■■■は雑草繁茂状態です。除草の意志はあるとのこと。除草の指導を続けます。

■■■■氏他1名の農地、彩都栗生南■■■■は雑草繁茂状態です。シルバー人材センターに除草依頼中です。

■■■■氏他1名の農地、彩都栗生南■■■■は雑草繁茂状態です。連絡が取れないので、除草のお願いを文章で投函しました。

議長

ただ今の各委員、各地区からの報告につきまして、何かございますでしょうか。

ないようですので、以上で本日の会議日程は全部終了いたしました。

事務局

事務局より何か連絡事項等がございますか。

(公園緑地室から「生産緑地の申出基準日の到来のお知らせについて」説明。)

議長

他に何かございませんか。

ないようですので、これをもちまして令和元年第9回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時40分閉会)

上記は、令和元年第9回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議長

阪本喜代治

署名委員

野口博史

署名委員

加藤博一